

制限付き一般競争入札（貸付料率）による「清涼飲料水自動販売機設置事業者」募集要領

1 募集物件に関する事項（設置場所は、別添「設置場所詳細図」を確認ください。）

所 在	石巻市穀町15番2号
設置場所	石巻市ささえあいセンター 2階及び3階
設置機種	災害対応型でユニバーサルデザインのもの
設置台数	合計3台（内訳下記①～③のとおり）
案件番号	① 清涼飲料水（その1） ② 清涼飲料水（その2） ③ 清涼飲料水（その3）
電気設備	設置場所に電気コンセントあり
面 積	① W2250mm×D1060mm以内（2階ラウンジ内） ② W1380mm×D700mm以内（3階自動販売機コーナー） ③ W1380mm×D700mm以内（2階自動販売機コーナー） ※①～③全て自動販売機及び使用済容器回収ボックス
予定貸付料率	12%

2 入札参加資格

- (1) 後記4(5)の申請書類の審査後に、入札参加資格を有するとして一般競争入札参加資格審査結果通知書を受けていること。
- (2) 石巻市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱（平成17年石巻市告示第180号）第2条第1項の規定による指名停止又は同要綱第12条第1項から第3項までの規定による指名回避を受けてないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (5) 個人の場合は宮城県内に住所を、法人の場合は宮城県内に本店又は支店・営業所を有し、国税、県税及び市町村税の滞納がないこと。
- (6) 石巻市入札契約に係る暴力団等排除要綱（平成20年石巻市告示第268号）別表各号に規定する措置要件に該当しない者であること。
- (7) 業務全般に関し、不正又は不誠実な行為の疑いにより、地方公共団体が契約を締結するに不適当な相手方に該当するおそれがないこと。
- (8) 自動販売機の設置業務について、3年以上の実績を有し、商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理を自己の責任において行う者であること。

3 契約上の条件等

(1) 貸付契約の内容

この貸付契約は、地方自治法第238条の4第2項第4号及び借地借家法第38条の規定に基づく定期建物賃貸借契約とします。

(2) 販売物品

一般市場で認知、支持されているアルコール分を含まない清涼飲料水とします。また、市場価格を上回る価格での販売はしないでください。

(3) 貸付期間

貸付期間は、令和5年10月1日から令和8年9月30日までの3年間とします。

(4) 貸付料

貸付料は、自動販売機の売上に貸付料率の割合を乗じて得た金額（円未満は切り捨て）に、別途消費税及び地方消費税相当額を加算した額とします。

本市が設定する予定貸付料率以上で、最高の割合の貸付料率を入札したものを設置業者と決定します。

(5) 売上報告書の提出等

設置事業者は、売上状況を翌月の15日までに、売上報告書を本市に提出することとし、翌月の月末までに、本市が貸付料の納入通知書を送付しますので、指定期日までに納入していただきます。

(6) 電気料

電気料は、設置事業者が使用量を計る子メーターを設置の上、子メーターの使用量に基づき、石巻市が毎月発行する納入通知書により指定期日（翌月末）までに納入していただきます。

(7) 機能等

- ① 災害発生時に、石巻市が飲料の提供を必要と判断した場合には、設置業者が所有する自動販売機内の全ての飲料を無償で提供できるようにすること。
- ② ユニバーサルデザイン（商品取出口：楽な姿勢で商品を取り出せる取り出し口、硬貨投入口：硬貨を一度に投入できる一括投入口、返却口：片手でにぎって取り出せる受け皿タイプ、紙幣挿入口：紙幣を片手でも入れられる挿入口、テーブル：商品や小物が置けるテーブル、商品選択補助ボタン：低い位置でも操作できる商品選択ボタン、返却レバー：小さい力で容易に操作ができる返却レバー）とすること。

(8) その他

自動販売機の基準、使用済み容器の回収ボックスの設置及び管理等「自動販売機の設置に関する契約書」の契約内容をすべて遵守していただきます。

4 入札参加申込み手続

(1) 申込期限及び申込先

【申込期限】令和5年9月5日（火）午後5時必着

【申込先】石巻市穀町14番1号（市役所庁舎2階）

石巻市保健福祉部保健福祉総務課 地域福祉推進係

(2) 申込方法

本要綱に添付の入札前資格審査用一般競争入札参加申請書兼受付書（P. 7 様式）に記入、押印（実印）の上、以下の書類を添えて、石巻市保健福祉部保健福祉総務課地域福祉推進係まで「一般書留」又は「簡易書留」による郵送若しくは保健福祉部保健福祉総務課窓口を持参してください。

申請書兼受付書の日付は、郵送又は窓口を持参する日を記入してください。

【個人の場合】

- ア 住民票（本籍を記載したもの）又はその写し 1 通
- イ 印鑑登録証明書又はその写し 1 通
- ウ 市町村税の滞納がないことの証明書（令和 4 年度市町村民税及び固定資産税の納税証明書） 1 通
- エ 県税に滞納がないことの証明書（宮城県が発行する証明書） 1 通
- オ 国税に滞納がないことの証明書（証明書の種類【その 3 の 2】申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税） 1 通
- カ 3 年以上継続して自動販売機を設置した実績を証明する書類（使用許可書又は契約書の写し）

【法人の場合】

- ア 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）又はその写し 1 通
- イ 印鑑証明書又はその写し 1 通
- ウ 市町村税の滞納がないことの証明書（令和 4 年度市町村民税及び固定資産税の納税証明書） 1 通
- エ 県税に滞納がないことの証明書（宮城県が発行する証明書） 1 通
- オ 国税に滞納がないことの証明書（証明書の種類【その 3 の 3】法人税、消費税及び地方消費税） 1 通
- カ 3 年以上継続して自動販売機を設置した実績を証明する書類（使用許可書又は契約書の写し）

注 1） 証明書類は、申請日前 3 か月以内に発行されたものとする。

2） 市町村税の証明書は、令和 5 年度分の納税が完納している場合は、令和 5 年度の納税証明書とする。

3） 石巻市契約規則（平成 1 7 年石巻市規則第 5 7 号。以下「契約規則」という。）第 3 条第 2 項に定める入札参加資格承認簿に登録されている場合、上記【法人の場合】②～⑤に該当する書類の提出は不要とする。

(3) 質問の受付

【期 間】 令和 5 年 8 月 2 1 日（月）から令和 5 年 8 月 3 0 日（水）まで（ただし、土曜日、日曜日等石巻市の休日を定める条例（平成 1 7 年石巻市条例第 2 号）に規定する休日を除く。）の午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで（ただし、正午から午後 0 時 4 5 分までを除く。）

【提出先】 石巻市保健福祉部保健福祉総務課 地域福祉推進係

【提出方法】 ファクシミリ、電子メール

(4) 回答書の閲覧

【期 間】 令和5年8月31日(木)から令和5年9月4日(月)まで(ただし、土曜日、日曜日等石巻市の休日を定める条例(平成17年石巻市条例第2号)に規定する休日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで(ただし、正午から午後0時45分までを除く。)

【閲覧場所】 石巻市役所本庁舎2階 保健福祉総務課

※石巻市ホームページ上に掲載するほか、質問提出者及び入札参加申請書兼受付書提出者へファクシミリ又は電子メールにて回答

(5) 入札参加資格審査結果通知書の送付

入札参加申請書等の審査の結果については、一般競争入札参加資格審査結果通知書をファクシミリ又は電子メールにより送付いたします。

5 入札に必要なもの

- (1) 「入札書」は「一般書留」又は「簡易書留」による郵送若しくは石巻市保健福祉部保健福祉総務課窓口を持参してください。それ以外の方法での入札はできません。
- (2) 「入札書」の日付は、開札(入札)日を記入してください。
- (3) 提出の際は二重封筒(中封筒及び外封筒の二つの封筒)とし、「入札書」は中封筒に封かんの上郵送してください。また、中封筒と外封筒ともに、「入札案件名」、「開札日」及び「入札者名」を必ず明記してください。
- (4) 令和5年9月25日午後3時必着で提出してください。それ以降に提出されたものは無効とします。

6 開札(入札)の日時及び場所

(1) 【入札日時】

令和5年9月25日(月) 午後3時15分

7 入札の執行

(1) 入札

ア 入札書は所定の「入札書」(P.9様式)を使用し、必要な事項を記入し押印の上入札していただきます。貸付料率はパーセント(小数点第2位まで)で記載してください。なお、入札貸付料率は売上見込額に対する希望借受額(消費税相当額は含みません。)の割合です。

イ 入札参加者が1名の場合でも入札は行います。

(2) 無効となる入札

次のいずれかに該当する入札は無効とします。

ア 入札参加資格の無い者がした入札

イ 記載事項の不明な入札又は記名・押印のない入札

- ウ 金額を訂正した入札又は意思表示が不明瞭な入札
- エ 修正可能な筆記用具等を使用した入札
- オ 同じ物件について2通以上の入札をした入札
- カ 入札に関し不正行為のあった入札
- キ その他入札条件に違反した入札
- ク 予定貸付料率を下回った貸付料率での入札

(3) 開札

開札は、直ちに行います。

(4) 落札者の決定

ア 開札の結果、市が事前に定めた予定貸付料率以上の入札のうち、最高の割合の貸付料率をもって入札した者を落札者と決定します。

イ 落札者となるべき同じ割合の貸付料率の入札をした者が2人以上あるときは、下記の方法による「くじ」により落札候補者等を決定します。

(ア) 「くじ番号」

落札候補者となるべき同価格の入札をした入札者の一般競争入札参加申請書兼受付書の受取順番を「くじ番号」とします。

(イ) 「くじ順位」

落札候補者となるべき同価格の入札をした入札者の「くじ順位」は、「くじ番号」の小さい者から順に0(ゼロ)から、1、2、3・・・と番号を割り振ります。

(ウ) 落札候補者等の決定

a 同価格の入札をした入札者の「くじ番号」の合計を、同価格の入札をした入札者の数で割り、余りを算出します。

b 同価格の入札をした入札者の「くじ順位」が、上記aで得られた余りの数字と同じ者が、落札候補者となります。

(5) 入札結果の公表

入札結果については、入札終了後次の事項を速やかに公表します。公表の方法は、石巻市のホームページへの掲載により行います。

- ア 落札、不調の別
- イ 入札参加者数
- ウ 落札貸付料率に割合

8 契約の締結

落札者は、「自動販売機の設置に関する賃貸借契約書」により、落札決定の日から7日以内に、契約を締結していただきます。

9 入札執行の延期

入札の執行に際し、災害その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は中止することがあります。この場合において、入札のために要した費用を石巻市に

請求することはできません。

1 0 その他

- (1) 提出された申込書等は返却しません。
- (2) 自動販売機の設置、撤去、維持管理（光熱水費等）及び原状回復に関する一切の経費は、自動販売機設置業者の負担となります。

1 1 入札に関する問合せ先

石巻市保健福祉部保健福祉総務課 地域福祉推進係

電 話 番 号 0 2 2 5 - 9 5 - 1 1 1 1 （内線 2 4 6 6）

ファクシミリ 0 2 2 5 - 2 5 - 6 0 3 9

メールアドレス iswelfare●city.ishinomaki.lg.jp（●を@に変更して送信してください）